


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例 について			区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 職員の東京都人事委員会勧告に準じた特別給（賞与）の支給月数引下げに伴い、会計年度任用職員においても、期末手当の支給月数を一般職の職員に準じた改定を行う。また、併せて一部文言修正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 会計年度任用職員に支給する期末手当の支給月数を0.1か月引下げ、年間支給月数を2.60か月から2.50か月とする。 なお、会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、令和2年度及び令和3年度の2年間の経過措置を設け、段階的に支給月数を引き上げることとしており、令和2年度は1.3か月、令和3年度は2.2か月、令和4年度以降は2.6か月と定めている。今回の条例改正では、令和4年度以降の期末手当の引下げを行うものであり、令和2年度及び令和3年度の期末手当の支給月数には変更はないものである。</p> <p>(3) 施行日 令和4年6月1日。ただし、文言修正箇所については公布の日とする。</p> <p>(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた改定であるため、適正な報酬支給をすることが可能となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和2年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。